

令和2年6号

# 春日部労基だより

春日部労働基準監督署  
春日部市南3-10-13  
電話 048(735)5226

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

## ◆10月1日から最低賃金が、

**928円** になりました

令和2年10月1日から、埼玉県最低賃金が従来より2円UPします。

※産業別最低賃金（「非鉄金属製造業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「輸送用機械器具製造業」「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」「自動車小売業」）についても順次改定される見込みです。

## ◆複数の会社等に雇用されている労働者の方々への労災保険給付が変わります

令和2年9月1日から労働者災害補償保険法の一部が改正され、  
○すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定  
○すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断  
することとなりました。

※「副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和2年9月改定）」において、「使用者は、労働者からの申告等により、副業・兼業の有無・内容を確認する」こととなっていますのでご一読ください。

## 複数の会社等に雇用されている労働者の方々への 労災保険給付が変わります

### 「労働者災害補償保険法」が改正されました

改正法の施行日（令和2年9月1日）以降に、けがをした労働者の方や病気になった労働者の方、お亡くなりになった労働者のご遺族の方が以下の改正事項の対象となります。

※ 原則けがなどをされた時点で、複数の会社で働かれている方が対象です。

## 賃金額を合算して保険給付額等を決定

### 現行制度

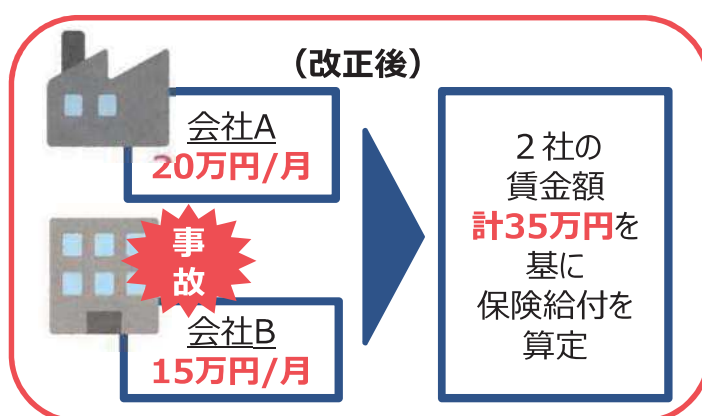
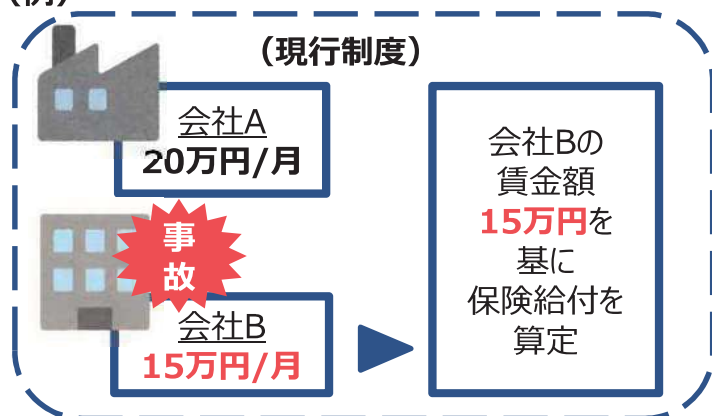
災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定

### 改正後

すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定

※ 対象となる給付は、休業（補償）給付、遺族（補償）給付や障害（補償）給付などです。

(例)



※ この他に、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）も総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断するようになります

(詳細は裏面をご覧ください)



## 負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価

### 現行制度

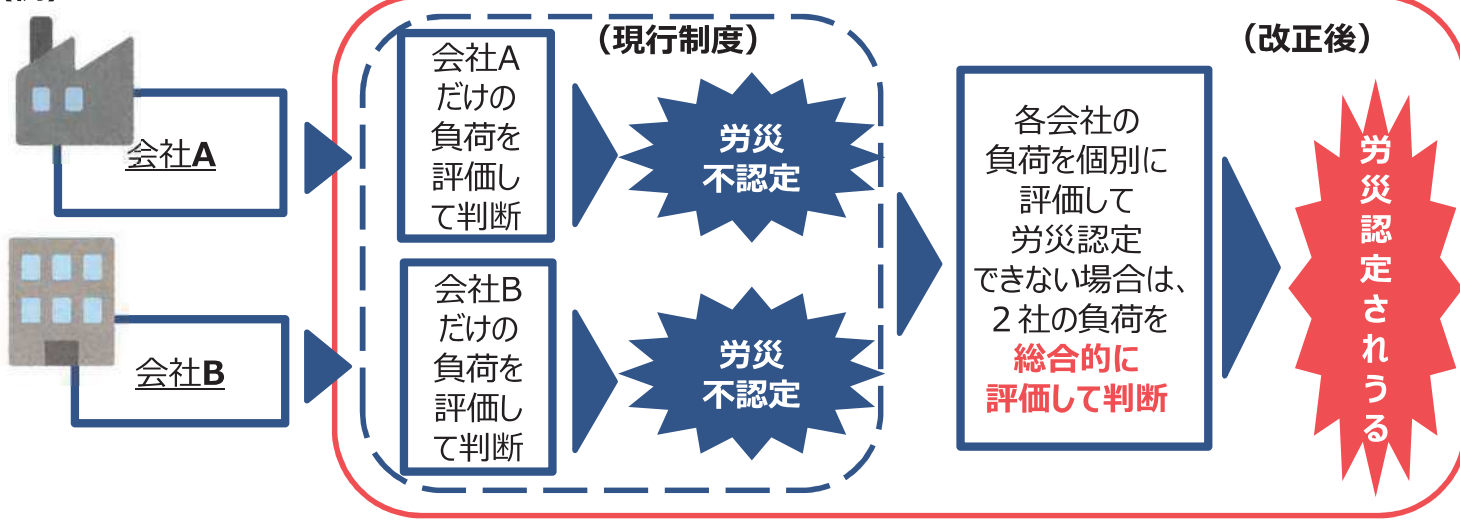
それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できるかどうかを判断

### 改正後

それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できない場合は、**すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断**

※ 対象疾病は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

(例)



※ 本制度改正については、労災保険のメリット制には影響させません。

今回の制度改正では、けがをしたときや病気になったときなどに、2つ以上の会社等に雇用されている方や、けがをしたときや病気になったときなどに1つの会社等でのみ雇用されている場合（又はすべての会社等を退職している場合）であっても、そのけがや病気などの原因・要因となるもの（例；長時間労働、強いストレスなど）が、2つ以上の会社等で雇用されている際に存在していたならば、制度改正の対象となります。

※ 労働者の方だけでなく、特別加入者の方についても今回の制度改正の対象となります。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihukugyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihukugyou.html)



守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも  
すべてのひとに適用されます。  
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

埼玉県 最低賃金



928 円

令和2年  
10月1日から  
〔時間額〕

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは

埼玉労働局または最寄りの労働基準監督署へ

埼玉労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>